

## 一般社団法人 認知神経リハビリテーション学会 定款細則

### (総則)

第1条 この細則は、一般社団法人認知神経リハビリテーション学会定款に基づき、定款施行の円滑運営のために定める。

### (運営基本方針に関する事項)

第2条 当法人が行う事業、活動については、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

### (会員に関する事項)

第3条 当法人の定款第7条第1項第1号に規定する正会員は、一般社団法人認知神経リハビリテーション学会に所属するものとする。

2 入会・退会の手続きは、すべて本人の申し出によりすべて事務局に提出するものとする。

### (会費に関する事項)

第4条 当法人の正会員の会費は年額6,000円とする。会費納入期限は、当年度入会者を除き前年度の8月末日まで(前納制)とする。

2 当法人の賛助会員会費は、100,000円とする。

3 名誉会員の会費は、これを免除する。

### (会費未納者に関する事項)

第5条 2カ年の会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。

2 第1項に定める権利とは、機関誌及び翻訳物その他の刊行物の送付、学術集会及び講習会への参加等をいう。

3 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。

4 3カ年の会費未納者に対しては、退会したものとみなす。

5 会費未納による退会者の再入会に際しては、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

### (資産管理と財務及び事業に関する事項)

第6条 当法人定款43条の資産管理方法は、事務局で立案し、理事会の決議を経て、事務局長が総括する。

2 当法人の正会員が、活動するための運賃、宿泊料等の旅費に関する経費の算定、

支出は、役員等の費用に関する規定に定めるところに従う。

- 3 旅費等は、当法人の正会員が、当法人の任命を受け、その用務遂行のための行動をする場合に限り、旅費規程により算定を行い支給する。

(表彰に関する事項)

第7条 会員の表彰については、別に定める表彰規定に従う。

(慶弔に関する事項)

第8条 当法人に関しては、次による

- (1) 会員が死亡したときには香典を送ることができる。
- (2) 理事、監事が死亡した時、または、会長或いは副会長の家族（配偶者及び一等親等の血族）が死亡した時は、前号による香典を送ることができる。
- (3) 前各号に定めるほか、必要に応じ、電報または花輪等を送ることができる。

(細則に関する事項)

第9条 この細則の変更は、理事会の承認を経て、社員総会で承認を受けることを要する。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。